

企業合理化に関する意見

關西經濟同友會 生産部會

合理化問題を取扱ふに當つては、我國の現状では國際分業の見地からする産業構成の研究が先決と考へられるが一應根本的問題としては、個々の企業の健全化が國全体の産業を亦健全化する云ふ事である又延いては之れが經濟再建の基盤であると言ふ見地から企業の合理化を採り上げることにした。尙企業の合理化にも色々な面があるが取扱へず次の點を採り上げ之を論議の中心とした。

一 企業合理化の目標

合理化は(1)現在の企業自体の立場からの考察、(2)國際經濟の動向に於ける考察、(3)將來の産業構成に對する考察等立場を異にするに従つて色々に異つて考へられるが、茲では當面企業自体の自立健全化を目標とし昭和五、六年頃の國際環境に耐へ得た時代の相對的な生産費を參考とし生産費の切り下げと將來の産業構成とを勘察することとした。

二 企業合理化の具体策

企業合理化の具体策としては當面の問題として我々は先づ次の三

を採り上げることにした。

(4) 能率の増進

(5) 無駄の排除

(6) 實質資本の維持

能率増進と無駄の排除は所謂盾の両面が同一の事項の一方は積極的
に他方は消極的と謂ふてゐるに過ぎない。

(7) 能率の増進、無駄の排除

此に就ては名目上の資本並に名目上の労働の整理が絶対に必要であ
る。

現在各企業上の資本の整理は何等の生産に寄與しない設備等に勘
定科目としての資本を積みかへて着てゐる。

此の實質を伴はない名目上の資本の壓迫が企業を健全化する最大
の障害となつてゐる。従而思ひ切つて此等の資本を切捨て水ふく
れした企業を本来の姿に戻すことが合理化への一歩であると思料
する。

名目上の労働の整理
名目上の労働の整理は單位時間當りの労働生産力の向上を主眼と

する。先づ生産性の無い労働又は生産力の低い労働を切捨てる。此切捨は経営者の立場より経済原則即ち高能率高賃銀の原則に従つて斷呼として實行するべきであり。失業者の救済其他の副次的な諸問題の解決の爲めに此原則が攪亂され、其の實行は躊躇するべきでない。

賃銀形態

從來の賃銀は國人の最低生活を保證する様に所謂カロリー計算が主題となつていたが、之を合理化の趣旨に沿ふ様に、能率給中心に改編すべきものと思料する。然しながら事實は之に反し全賃銀体系中に占むる能率給の割合は生活上の困難に比例して減少する傾向にあり、一生懸命に長時間働くよりも拘束時間だけ農場にありさへすればそれでもいいとし又場合に依つては扶養家族が一人増した方が収入が多くなる。ことが屢々であり、眞面目に働くことが馬鹿々々しいと謂ふ傾向を誘致するに到つた。収入が同等努力に比例する原則を確立することになれば合理化を具體的に實現に進むる事は概ね不可能であると考えられる。

労働時間の延長

労働能率の低下は電力其他副資材の不足に依ると思はれる面もあるが、労働時間の短縮も其一原因である。現況では新式機械の採用による生産力の向上は期待薄であるし又労働内容の充實の成果の上らない現在の状況では労働時間を或る程度減少することも賃金入時間程度は之を延長し、絶對的な労働量の増大を圖ることが生産費切下、賃金引上の要諦である。労働時間の延長がなければ到底現代の危機を切抜けることが出来ない。

高能率、高賃銀の原則の確立
經營の基本方針は純然たる經營者の立場より經營原則即ち高能率高賃銀の原則に従つて決定せらるべきである。但し就茲労働者との失業者との實生活上の開きは或る程度は致し方無しとするもあり極端にならぬ様に留意すべきである。

(2) 實質資本の維持

現代の資本主義生産機構の下では或程度の利潤を確保しなければ資本の蓄積即資本の生産化は行はれない。然るに現況は利潤の確保どころか實質資本の喰ひ潰し一途である。寧ろ更に原価主義

こが併用され、資本は政府側と労組側との双方の攻勢の爲め崩壊せんとしてゐる。即ち政府は價格差益金の徴収によつて直接實價資本を剥取り、労組側は原爲主観による設備評價を時價主観に評價し直すことによつて實銀の値上げを要求して實價資本を剥ぎ取りとしてゐる。

從而株價は本に等しく、蓄積の意慾も投資の意慾も全然起らない此れでは新式機械の採用は勿論の事設備の銷却は一切不可能であつて結局の見通しとしては企業は漸次に一つ一つ遣れて行くの外ないのて随つて企業が企業自体として永久獨立自存設備して行く爲には先づ實價資本の維持が先決と考へる。

④ 企業經營權の確立

經營者が經營權を執行する場合に労組側の承認乃至了解を要するとする事項が労働協約締結の場合に幾々採入され勝ちの傾向にある。經營執行に關する此等労組側の拒否權が實業に發動されることは極稀であると思はれるが經營者が經營者側にあることを労組側に於ても確認し經營權執行は飽達經營者側に於て且つ其實行に於て勞組側が此に協力する態勢の確立を希望する。

經營合理化より必然的に發生する失業問題に就ては失業救済事業
失業手當、失業保護制度が考へられる但國民の總勞働力生産力化
する原則は飽く迄も堅持し、其の解決に當るものこそ。此の失業
に對する方策に付ては國家國民共に經濟出血の勞めて少くする様
協力して當らねばならぬが其の方策がすぐに出來ないとして産業合
理化を停滯せしめて置くべきでない刻々に追つて來る國際競争に
對應する産業合理化は國民生存の爲に急速に且勇氣を以てやらね
ばならぬ。